平成２３年（フ）第４２８号
静岡県浜松市中区細島町12番地の10　松下パークハイム106号、前住所静岡県浜松市東区上新屋町201番地の１
債務者　野末　正治
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊豆田悦義
４　破産債権の届出期間　平成23年10月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月30日午後１時15分
６　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
静岡県焼津市大覚寺70番地の１　アバンテ201号室、前住所静岡県焼津市大覚寺26番地の３
債務者　山田　雅基
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨山喜久雄
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月６日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４３号
神奈川県横須賀市富士見町１丁目27番地
債務者　菅野　紀夫
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
４　破産債権の届出期間　平成23年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月13日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第９９３号
神戸市灘区灘北通10丁目１番９号　レフ灘302
債務者　西園沙緒里
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村田　吾郎
４　破産債権の届出期間　平成23年10月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２７号
広島市中区南千田西町２番２―202号
債務者　長濱　雅央
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　那須　寛
４　破産債権の届出期間　平成23年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１号
宮崎市清武町加納乙62番地57
債務者　西田　捨男
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎真一朗
４　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月９日午後４時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２８１号
北海道旭川市豊岡11条５丁目２番６号　永大サニーハイツ
債務者　高橋　道夫
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　廣瀬　隆司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月９日午後３時20分
５　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０４号
北海道上川郡美瑛町花園５丁目３番２号
債務者　佐藤　時男
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米田　和正
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月25日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３３号
函館市新湊町152番地１
債務者　工藤　道春
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４２号
函館市山の手３丁目38番７号
債務者　渡瀬真紀子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５１号
北海道二海郡八雲町入沢468番地４
債務者　金谷　秋子
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５４号
北海道茅部郡森町字砂原西３丁目196番地の２
債務者　吉川　ヒサ
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３５９号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番１―203号
債務者　猪狩　美香
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２６８号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目14番26号
債務者　髙瀬　栄子
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
奈良県橿原市出合町45番地、前住所奈良県吉野郡大淀町大字越部449番地
債務者　中山　貞芳
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係